

「坂城町運動場条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 3月19日

坂 城 町 長

坂城町条例第12号

坂城町運動場条例の一部を改正する条例

坂城町運動場条例（昭和51年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

| | | |
|---------|----------|-----------------|
| 坂城町運動公園 | 運動場 | 坂城町大字上五明1533番地1 |
| | 野球場 | 坂城町大字上五明1576番地 |
| | 少年野球場 | 坂城町大字上五明1548番地 |
| 鼠橋運動公園 | マレットゴルフ場 | 坂城町大字南条7581番地2 |
| | 運動場 | 坂城町大字南条7669番地2 |
| 千曲運動場 | | 坂城町大字坂城9654番地43 |

」を「

| | | |
|---------|----------|-----------------|
| 坂城町運動公園 | 運動場 | 坂城町大字上五明1533番地1 |
| | 野球場 | 坂城町大字上五明1576番地 |
| | 少年野球場 | 坂城町大字上五明1548番地 |
| 鼠橋運動公園 | マレットゴルフ場 | 坂城町大字南条7581番地2 |

」に改める。

別表第1 鼠橋運動公園運動場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。